

開発許可制度の手引

<技術基準編>

令和7年1月

福島県まちづくり推進課

目 次

技術基準	1
◎ 法第33条の趣旨	1
◎ 自己の居住の用、自己の業務の用、その他の区分	2
[1] 用途地域への適合	3
[2] 道路、公園等の公共施設の配置等	4
1. 道路	5
2. 公園	14
3. 消防水利	20
[3] 排水施設	22
[4] 給水施設	27
[5] 地区計画等への適合	29
[6] 公共施設、公益施設	30
[7] 宅地防災	31
[8] 危険な区域の除外	34
[9] 樹木保存、表土保全	38
1. 保全樹木に関する事項	39
2. 表土の保全に関する事項	40
[10] 緩衝帯	41
[11] 輸送施設の判断	44
[12] 申請者の信用能力	44
[13] 工事施行者の能力	45
[14] 関係権利者の同意	45
[15] 条例による技術基準の強化又は緩和	46
1. 技術基準の強化	53
2. 技術基準の緩和	54
[16] 条例による最低敷地規模規制	54
[17] 県知事の同意	55
[18] 公有水面の埋立	55
[19] 市街地再開発促進区域内における開発許可	56
別表1 開発許可の基準に関する条項	57
別表2 都市計画法と宅地造成及び特定盛土等規制法との対照表	71
防災基準	
第1節 防災対策	74
第2節 開発行為に伴う流量増対策基準	80
第3節 土砂流出防止対策基準	82
第4節 調整池技術基準（案）	96
第5節 防災調節池技術基準（案）	140
第6節 防災対策技術調整会議	195